

令和3年4月30日召集

令和3年度4月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和3年度4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月30日(金) 午後1時55分から午後2時35分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員(18人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	15番	阿部	信哉	14番	高橋潤一
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一		

4. 欠席委員(1人) 19番 清水 昭

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第16号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第17号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第18号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢 昌己

事務局次長 滝沢 秀樹

農地係長 岡田 明

農政振興係長 和田 友宏

7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、お集まりですのでこれより始めさせていただきます。</p> <p>19番 清水委員から欠席の連絡が来ております。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p>
会 長	<p><あいさつ></p>
議 長	<p>ただ今から、4月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、18番 田村委員、1番 野内委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議案に入る前に、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>資料1、議案書5ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区8件、味方地区1件、月潟地区2件でございます。1号から4号は自作するための解約、6ページ5号は農地売買による解約で、議案第16号、一般案件売買4号の関連案件、6号、7号は賃借人の変更、8号は農地売買による解約で、議案第16号、一般案件売買5号の関連案件、7ページ、9号から11号は賃借人の変更による解約で、議案第16号、一般案件新規16号、18号、20号の関連案件になります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってから、ご発言いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。

議案第16号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第16号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は新規の案件が利用権設定22件、売買7件、交換2件、合計31件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2-1、①一般案件の表紙をめくっていただき、令和3年4月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区、利用権設定、契約期間3年、件数1件、田、4,683㎡、契約期間10年、件数14件、田、68,805㎡、畑、4,239㎡、所有権移転、売買5件、田、8,802㎡、畑、2,394㎡、合計で件数20件、面積88,923㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間10年、件数5件、田、23,042㎡、所有権移転、交換2件、田、6,695㎡、合計で件数3件、面積29,737㎡です。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間3年、件数1件、田、6,275㎡、契約期間10年、件数5件、田、9,470㎡、畑、1,434㎡、所有権移転、売買2件、田、819㎡、畑、1,434㎡、合計で件数8件、面積19,432㎡です。一枚めくっていただき、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間3年が2件、面積合計で10,958㎡、契約期間10年が20件、田畑合計で106,990㎡、所有権移転が売買7件、交換が2件、田畑合計で20,144㎡、農地移動の合計は31件、138,092㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。

新規の利用権設定については1ページから5ページの1号から22号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法として口座振替又は現金、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期、終期の期間が記載されています。

次に、所有権移転の売買については6ページ、7ページの1号から7号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。売買の申請案件6、7号につきましては、新規の利用権設定4ページの17号、5ページの22号と関連があります。こちらにつきましては、法人の構成員である方が農地を購入し、そのまま法人に農地を貸し付ける形となるため、同時に新規の利用権設定の申請が行われております。

次に、所有権移転の交換については8ページの1号、2号です。記載項目につきましては売買と同様です。交換の申請案件につきましては、農地の集約化を進めたい意向のある方同士の相談の結果、話がまとまったものです。交換後の経営面積は、それぞれ新潟市南区農業委員会農地移動適正化あっせん基準に定めのある経営基準面積、260aを上回り、また、それぞれ交換後に他の所有地と隣接もしくは距離が短縮されることから、妥当であると判断しております。

次に、利用権の移転についてです。9ページをご覧ください。利用権の移転1件、筆数1筆、面積1,957㎡です。利用権を移転する農用地の地番、地目、面積、利用権の移転を受ける者、移転する者、所有権等を有する者、移転する利用権の内容、被移転人の経営内容、移転人の経営面積について記載しています。移転する利用権欄には権利、利用権の種類、利用権の内容、移転する利用権の開始期、終期、借賃、支払い方法が記載されています。移転の申請案件につきましては、所有者から南区農業振興公社が借り受けて耕作者に転貸している農地について、申出により耕作者を変更するものです。

続いて、資料2-2、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただき、令和3年4月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数4件、田、69,488㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数2件、田、29,240㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数1件、田、17,000㎡です。農地移動の合計は、件数7件、面積合計で115,728㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただき、1ページ、2ページの1号から7号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。それでは議案第16号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第16号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。次に、議案第17号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第18号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料1、議案書1ページ、2ページをご覧ください。議案第17号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地区2件、味方地区1件、月潟地区3件の計6件でございます。白根地区1号と2号の申請地は、南区次郎右エ門興野の畑1筆、田1筆で転用目的が露天資材置場敷地です。味方地区3号の申請地は、南区西白根の畑1筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。次の月潟地区4号と5号と6号の申請地は、南区大別當の田1筆、畑3筆で転用目的が太陽光発電設備の敷地となっています。1号から3号のそれぞれの申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表1ページから6ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。続いて、4号から6号のそれぞれの申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、7ページから12ページに記載のとおり、農業振興区域内にある農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、3ページをご覧ください。追加議案第18号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明いたします。白根地区3件、月潟地区1件の計4件でございます。白根地区1号は売買、白根地区2号と3号は贈与、月潟地区4号は売買で、それぞれ所有権を移転するものです。白根地区1号から月潟地区4号まで、当日配布資料の13ページから16ページの農地法第3条調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。なお、議案第17号、追加議案第18号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長

つづきまして、調査委員会の調査結果について、第1調査委員長の15番 阿部委員から報告をお願いいたします。

第1調査
委員長

去る、4月26日 午後2時から、第1調査委員会を開催いたしましたので、ご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請6件、農地法第3条許可申請4件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、代理人からおいでいただきました。申請地は次郎右エ門興野の畑1筆 面積は1,266㎡のうち1,043.86㎡になります。転用目的は、露天資材置場敷地で、契約内容は賃借権の設定です。転用者は、和泉工業団地で紙器製造業を営んでおり、次郎右エ門興野にある建物を資材置場として使用しています。今回、業務の拡大に伴い資材置場が不足するため、既存施設の隣接地に露天資材置場を拡張する計画としました。申請地は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、拡張に係る部分の敷地面積が、既存敷地の面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外に該当し、建設課および土地改良区とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断

し、許可後に工事を行うよう指導しました。続いて、2号の5条許可申請です。代理人からおいでいただきました。申請地は次郎右エ門興野の田1筆 面積は200㎡になります。転用目的は、露天資材置場敷地で、契約内容は使用貸借権の設定になります。転用者は、平成21年に今のところへ移転してきましたが、前にそこで事業をしていたものが、農地法の許可を得ないまま露天資材置場に転用してしまい、農地法の違反状態となっていました。今回、その状態を解消するため、前の事業者の始末書を提出して申請したものです。申請地は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、拡張に係る部分の敷地面積が、既存敷地の面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外に該当し、土地改良区とも協議済みで排水関係も問題ないことから、違反転用ではありますが、追認で許可相当と判断し、今後は、農地法を遵守するよう指導しました。続いて、3号の5条許可申請です。代理人からおいでいただきました。申請地は西白根の畑1筆 面積は221㎡になります。転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定になります。転用者は、現在、集合住宅に住んでいますが、将来のことを考え、事業の本拠地と父母の居住地に隣接する祖父名義の農地を借り受け、個人住宅を建築する計画です。申請地は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外として、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、土地改良区及び建設課とも協議済みで排水関係も問題無いことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。続いて、4号、5号、6号の5条許可申請です。代理人からおいでいただきました。申請地は、大別當で面積は、それぞれ984㎡のうち3.57㎡、1,013㎡のうち2.71㎡、1,021㎡のうち3.2㎡になります。転用目的は、太陽光発電設備の設置で、一時転用の期間は10年間になります。農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、下部農地を利用するもので、いわゆる、営農型発電設備の設置になります。申請地は、平成27年、平成29年、平成27年にそれぞれ許可を受け、太陽光発電設備を設置済みで、3年ごとに一時転用許可を受けてきましたが、転用期間が切れてしまっていることから始末書を提出しての申請となりました。下部農地には牧草を栽培し、平均的な単収の8割を確保していること、また、周辺農地の効率的な利用に支障を及ぼしていないことを確認しました。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外として、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するためのものに該当するとともに、土地改良区と協議済み、また、農用地区域内農地のため新潟市長の同意も得ていることから、許可相当と判断し、今後は転用許可期間が途切れることのないよう手続きをすること、また、下部農地における営農の適切な継続を確保するよう指導しました。

続いて、3ページの追加議案、農地法第3条許可申請1号です。申請地は西笠巻の畑1筆、面積は343㎡です。契約内容は売買による所有権移転で、申請内容は譲渡人が高齢により耕作できないため、譲受人は譲渡人からの要望とのことです。続いて2号です。申請地は小蔵子の田畑合わせて5筆、面積の合計は1,270㎡で、契約内容は贈与による所有権の移転です。譲受人の農地に隣接する申請地と一体的に利用するため、申請したものです。続いて3号です。申請地

は小蔵子の田1筆、面積は531㎡で、契約内容は贈与による所有権の移転です。譲受人の農地に隣接する申請地と一体的に利用するため、申請したものです。続いて4号です。申請地は上曲通の畑1筆、面積は469㎡です。契約内容は売買による所有権移転で、申請内容は譲渡人が高齢により経営規模を縮小するため、譲受人は経営規模の拡大とのことです。なお、1号から4号まで農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。

以上で、第1調査委員会の報告を終わります。

議長 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、議案第17号及び追加議案第18号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第17号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第17号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、いずれも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。つづきまして、追加議案第18号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、追加議案第18号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局 新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。1枚めくっていただいて、令和3年4月の地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数5件、田、69,488㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数2件、田、29,240㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数1件、田、17,000㎡です。農地移動の合計は、件数8件、面積合計で115,728㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページ、2ページの1号か

ら8号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。このほか、中間管理権の移転が2件ありました。詳細につきましては3ページのとおりとなります。

続いて、資料1、議案書4ページをご覧ください。農地法第4条転用届出に関する受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件でございます。転用内容につきましては、中古車販売展示場敷地で面積は488㎡です。

続いて、議案書8ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件、味方地区1件、月潟地区4件の計6件でございます。ここで一つ訂正があります。月潟地区4号の届出人の住所が南区上曲通とありますが、正しくは南区木滑ですので、訂正をお願いいたします。農地法第3条の3の届出は、相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。以上で報告を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありますか。

(質問なし)

議長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

議長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了し、以上で4月定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議長 原 平 一

署名委員 田 村 常 一

署名委員 野 内 健 一